

火の山屋内展望施設等新築設計業務に関する

公募型プロポーザル

募集要項

令和6年4月

下関市 都市整備部 公園緑地課

1 目的

本プロポーザルは、火の山再編整備計画「光の山プロジェクト」の一環として屋内展望施設及び移動施設駅舎、山麓駐車場を整備するに当たり、これらを設計する事業者を選定することを目的として行うものです。

火の山の景観や環境に調和し、火の山の魅力を最大限に引き出すような施設の提案を期待します。

2 業務概要

- (1) 業務名 火の山屋内展望施設等新築設計業務
- (2) 業務場所 下関市みもすそ川町 ほか
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年3月19日まで
- (4) 業務内容 以下のとおりです。詳細は仕様書を参照してください。

- ・調査業務（電波障害検討、その他必要な調査）
- ・屋内展望施設の設計業務
- ・移動施設駅舎の設計業務
- ・立体駐車場の設計業務
- ・外構・環境整備工事（施設周辺整備、補修緑化等）
- ・関連業務（山頂・山麓の整備等に関する業務）との調整業務
- ・その他必要な業務（各種申請及び関係機関協議への協力等）

なお、要求仕様に関する詳細は仕様書及び公表資料（以下、「仕様書等」といいます。）を、契約条件に関する詳細は別添資料（契約書雛形、条件書、特記仕様書等）（以下、「市基準等」といいます。）を参照してください。

- (5) 委託費の上限額 ￥137,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

超えた場合は失格となります。また、提案上限額は契約予定額ではありません。契約金額は候補者との仕様協議後に、所定の手続きを経て決定します。

3 対象施設の計画概要

(1) 計画の背景

火の山地区は関門トンネル人道や火の山公園があり、昭和33年に火の山ロープウェイ、昭和48年には展望台が開業し、展望台の利用者が約100万人となる観光地でした。近年では施設の老朽化などが進み、観光客が減少したことから、ロープウェイは一時運休となり、平成28年には展望台が閉鎖され、翌年に展望台は解体されています。しかしながら、火の山地区には豊かな自然景観や歴史遺産、関門橋・関門トンネル人道など唯一無二の観光資源を有しており、ロープウェイは期間限定で営業再開を果たしています。また、市民の多くは火の山地区を訪れた経験があり、児童の課外学習や社会見学にも活用されるなど、市民にも親しまれている地区となっています。今回の整備により火の山地区に来訪したくなるような施設整備や回遊性向上策などを行うことで、賑わいの創出を図るものです。

(2) 目指す姿とコンセプト

○眺望を活かした上質なくつろぎ空間の形成

火の山公園は、空と海、関門景観など多様な眺望を楽しむことができる緑豊かな自然公園でもある。このような環境を十分堪能しながら、上質な時間を過ごすことができる空間を来訪者に提供する。

○ストレスの少ない明快な利用動線の形成

新たに整備する移動施設であるパルスゴンドラへの利用を促進し、各施設への回遊性を向上させるため、ストレスの少ない明快な利用動線を形成する。

○夜間景観の形成

来訪者が夜間も安心して利用できるよう照明を用いて安全性に配慮し、また、豊かな夜景体験の提供や周辺環境への配慮についても十分検討し、整備場所の特性に応じた夜間景観の形成を図る。

(3) 計画施設概要等

ア 計画施設概要

施設名称	屋内展望施設	上駅	下駅	山麓駐車場
施設用途	展望施設 休憩施設 カフェ	移動施設駅舎	移動施設駅舎	立体駐車場
構造種別	RC造 一部S造も可	RC造 一部S造も可	RC造またはS造	S造
計画範囲	建築物、外構			

イ 耐震安全性の分類

- 構造体 : II類
非構造部材 : B類
建築設備 : 乙類

4 提案内容について

本プロポーザルでは、本募集要項及び仕様書等に基づき、提案書の提出及びプレゼンテーションの実施を求めます。提案書記載事項については仕様書を参照してください。

5 本募集に係るスケジュール（予定）

本募集に係るスケジュールについて以下に示します。ただし、事情により変更となる場合があります。

- (1) 公募実施の公告日 令和6年 4月19日（金）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和6年 5月13日（月）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和6年 5月16日（木）までに発送
- (4) 質問の受付期間 令和6年 4月19日（金）から
令和6年 5月20日（月）まで
- (5) 質問に対する回答 令和6年 5月23日（木）まで
- (6) 提案書提出期限 令和6年 6月 3日（月）まで
- (7) プレゼンテーション 令和6年 6月中旬
- (8) 選定結果通知 令和6年 6月中旬

6 参加資格

火の山屋内展望施設等新築設計業務公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

(1) 参加者の要件

参加希望者は、以下に掲げる資格を満たしている単体の企業とします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 本プロポーザルの公告の日から提案書の提出日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
- エ 参加者は、他の参加希望者の協力事務所でないこと。
- オ 参加者は、他の参加希望者との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - A) 親会社と子会社の関係にある場合
 - B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - A) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - B) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - C) その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合
 - ③ その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- カ 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿「建築コンサルタント」に登録があること。または、委託業務の契約締結までに登録完了する見込みがあること。
- キ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ク 平成26年1月1日以降において、受注者として国又は地方公共団体が発注する公共建築工事の実施設計業務を行い、引き渡した実績があること。
- ケ 平成21年1月1日以降において、受注者として以下のいずれについても実施設計を行い、引き渡した実績があること。
 - ① 観光拠点施設と同種の施設
 - ② 旅客ターミナルと同種の施設

(2) 配置技術者の要件

参加希望者は、以下に掲げる配置技術者を置くこととします。（ウからカまでの配置技術者については、契約後の実施体制において、それぞれの資格等を確認できればよいこととします。）

なお、管理技術者及び主任技術者（総合）は他の設計担当技術者と兼任してはいけません。ただし、管理技術者と主任技術者（総合）の兼任は認めます。

- ア 管理技術者
提案書の提出者の組織に所属する一級建築士を有する者。
- イ 主任技術者（総合）
提案書の提出者の組織に所属する一級建築士を有する者。
- ウ 建築（構造）設計担当技術者
構造設計一級建築士を有する者。
- エ 電気設備設計担当技術者
設備設計一級建築士を有する者又は公共建築工事の電気設備にかかる設計業務の実務経験を5年以上有する者。
- オ 機械設備設計担当技術者
設備設計一級建築士を有する者又は公共建築工事の機械設備にかかる設計業務の実務経験を5年以上有する者。

- カ 積算担当技術者
建築積算士を有する者。
- キ デザイン監修担当技術者
コンセプトでもある「眺望を活かした上質なくつろぎ空間」（建築物の内部空間に限る）のデザイン又は実施設計を行った実績を有する者。
例：自然公園等の景勝地又は庭園をもつ美術館等において、公園や庭園側への眺望を生かした内部空間のデザイン又は実施設計を行った実績

(3) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、公募参加企業の構成員となることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- イ 提案書提出締切日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱による本市の指名停止措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者に限る。）を除く。）
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者に限る。）を除く。）
- オ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
- カ 以下に列挙する反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）
 - ① 役員等（公募参加企業の役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である者
- ク 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

- ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ④ 暴力団構成員等又は暴力団構成員等でなくなった日から5年を経過しない者
 - ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当するとき
- ケ 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力を及ぼしている法人
 - コ 子会社又は親会社がアからケまでのいずれかに該当する法人
 - サ 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している者及び最近1年間の下関市税を滞納している者
 - シ 募集要項公表日から事業者選定結果の公表までの期間に、本事業の「プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利なることを目的として、接触等の働きかけを行った者

(4) 公募参加資格の確認基準日

公募参加資格の確認基準日は、参加申込書の提出期限日（令和6年5月13日（月））とします。

なお、公募参加資格審査の結果、参加資格が認められたもの（以下、「公募参加者」という。）が、通知文書の発送以降、市が事業契約を締結すると予定した事業者（以下、「候補者」という。）の決定日までに、募集要項に定める参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該公募参加者は失格とします。

また、候補者の決定日から契約の締結日までの間に、資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は契約を締結しないことがあります。この場合においても、本市は一切責任を負いません。

7 参加申込手続

参加希望者は、以下に従い手続を行ってください。

- (1) 提出書類 参加申込書（様式1）
- (2) 添付書類 「6 参加資格（1）参加者の要件ク及びケ」及び「6 参加資格（2）配置技術者の要件キ」に示す実績が確認できる書類
- (3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。
- (4) 提出期限 令和6年5月13日（月）17時まで 必着
- (5) 提出先 項番16に定める事務局
- (6) 参加資格審査の結果通知
 - ア 通知日 令和6年5月14日（火）までに発送

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知（様式2）がない場合は、お手数ですが、令和6年5月15日（水）17時までに事務局に電話でご確認ください。
 - イ 通知方法 電子メール（参加申込書に記載のE-mailアドレスへ送付）
 - ウ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。

8 質問の受付及び回答

- (1) 質問

- ア 提出様式 「質問書（様式3）」のとおり
- イ 提出方法 電子メール（着信確認の連絡を行うこと）
- ウ 受付期間 令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）17時まで
- エ 提出先 項番16に定める事務局

(2) 回答

- ア 回答方法 質問者が特定されない形で、ホームページ上で回答します。
- イ 回答日 随時回答します。なお、令和6年5月23日（木）までにすべての質問に回答する予定です。

9 提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア	提案書鑑	(様式4)	A4	10部
イ	技術者の経歴書	(様式5)	A4	10部
ウ	実施体制並びに実施方針及び手法	(様式6)	A4	10部
エ	評価テーマに係る提案	(様式7)	A3	10部
オ	見積書	(任意)	A4	10部
カ	上記イからカまでのPDFデータ	(CD-R)		1部

(2) 提出期限 令和6年6月3日（月）17時 必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(4) 提出先 項番16に定める事務局

(5) 記載上の留意事項

ア 基本事項

- ① プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。
- ② 具体的な設計作業は、契約後に提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとします。
- ③ 本募集要項において記載された事項以外の内容を含む提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする場合があるので注意してください。また、提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、ロゴ等）を記載してはいけません。
- ④ 管理技術者（契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。）及び主任技術者（総合）（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。）は一級建築士であることとします。
- ⑤ 管理技術者及び主任技術者（総合）は、「6 参加資格（1）参加者の要件ケ」に定める実績において、管理技術者又は主任技術者（総合）として携わった者を配置してください。
- ⑥ 管理技術者及び主任技術者（総合）は、提案書の提出者の組織に所属している者としてください。他の設計担当技術者は協力事務所に所属している者でもよいこととします。
- ⑦ 管理技術者及び主任技術者（総合）は他の設計担当技術者と兼任してはいけません。ただし、管理技術者と主任技術者（総合）の兼任は認めます。

イ 技術者の経歴等（様式5）

経験及び能力について、以下の項目を記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載する。

② 所属・役職

技術者の所属する部署及び役職を記載してください。

③ 協力事務所（デザイン監修担当技術者のみ）

再委託する場合は、所属する協力事務所の事務所名及び所在地を記載してください。

④ 保有資格等

管理技術者及び主任技術者（建築総合）は、一級建築士の登録番号を記載し、保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

⑤ 実績

管理技術者及び主任技術者（建築総合）は、管理技術者又は主任技術者（建築総合）として携わった「6 参加資格（1）参加者の要件ケ」に定める実績について以下の項目を記載してください。なお、デザイン監修担当技術者は、「6 参加資格（2）配置技術者の要件キ」に定める実績について以下の項目を記載してください。

A) 業務名

B) 発注者

発注機関名を記載してください。

C) 業務概要

対象施設の施設用途及び構造・規模を記載する。

記載する件数は1件とします。記載した業務については契約書（建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更（同条第3項を適用するものを含む。）をした業務（平成27年6月25日以降に契約したものに限る。）にあっては同条第1項及び第2項に規定した書面（同条第4項を準用するものを含む。））の写し及び記載した業務の契約の履行の確認ができる書類の写しを提出してください。

また、実績の類似性の確認のため、記載した業務の内容が確認できる完成写真又は内観パースと資料（仕様書、図面等）を添付してください。

D) 履行期間

E) 担当分野等

分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載してください。

ウ 実施体制並びに実施方針及び手法（様式6）

業務の実施体制、実施方針及び手法のほか設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（様式7に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載してください。

なお、作成にあたってはA4判片面印刷1枚以内としてください。

エ 評価テーマに係る提案（様式7）

提案を求めるテーマ

① 火の山の特性や関連計画を踏まえたデザインについて

② 各施設の機能を円滑に利用できる施設配置及び計画について

③ 維持管理の容易さやライフサイクルコストの縮減への配慮について

※評価テーマに対する取り組み方法、コンセプト図、イメージ図、関連図、スケジュール表などを用いて具体的かつ簡潔に記載してください。

なお、作成にあたっては①から③までのテーマをすべてまとめてA3判片面印刷1枚以内としてください。

また、記載にあたっては、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課課長補佐（総括担当）事務連絡）の「（別紙1）技術提案における視覚的表現の許容範囲」を参照してください。

10 審査方法

（1）審査方法・評価基準

「価格点」及び「実績及び体制に係る評価」（事務局による絶対評価）、「提案内容に係る評価」及び「ヒアリングに係る評価」（審査委員による個別採点）の合計点により決定します。詳細は別紙2「評価基準」を参照してください。

（2）プロポーザル審査委員会

提案にかかる審査は、本市が設置した審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

（3）プレゼンテーション

提案内容に対する理解を深めることを目的として、以下のとおりプレゼンテーションを行います。

ア 内容

提案書記載事項に関する内容のみとします。ただし、提案書記載事項に関連する模型、動画等の利用を認めません。

イ 日時及び場所

令和6年6月中旬（予定）に、下関市内で実施します。詳細は提案書を提出した公募参加者（以下、「プレゼンテーション参加者」という。）に別途お知らせします。

ウ 機材

スクリーン及びプロジェクターは本市で準備します。それ以外の必要な機材はプレゼンテーション参加者にて持参・準備してください。電源及び音響装置（マイク、スピーカー等）は会場のもので使用できるものとします。

エ 出席者

現地参加する出席者は、説明に必要な最小限の人数としてください。Web会議での参加を認めますが、通信環境、機材、ソフトウェア等はプレゼンテーション参加者にて準備してください。

オ その他

- ① プレゼンテーション後、審査委員からのヒアリングを行います。
- ② 録音、録画を含むプレゼンテーションの記録は禁止とします。
- ③ プレゼンテーション参加者が1者のみであっても実施します。

（4）候補者の選定

ア 最高得点者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合又は候補者としての資格を失った場合には、次点の者を候補者とします。

イ 最高得点者が同点で2者以上あった場合は、「提案内容の評価」の得点が高い者を候補者とします。「提案内容の評価」も同点の場合は、審査委員長が候補者を選定することとします。

11 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後に全てのプレゼンテーション参加者に電子メールにより通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- ・所管課及び業務名
- ・企画提案者数
- ・候補者の名称及び総合点

1.2 契約の締結について

(1) 契約内容の協議

本業務の契約内容は候補者決定後、提案書、募集要項、仕様書等及び市基準等を参考に、市と候補者が協議して決定することとします。提案書に記載された内容がそのまま契約内容となるものではありません。

市は、候補者と当該業務の仕様等について協議を行った上で見積書の提出を求め、契約を締結します。

(2) 再委託の範囲

業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

(3) 個人情報

業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適正に取り扱うものとします。

1.3 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本公募による契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響するおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

1.4 その他

ア 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。
- ③ 提出された書類は、本公募における候補者選定以外の目的では使用しません。
- ④ 提出された書類は、選定作業、報道発表、議会対応等において必要な範囲で複製する場合があります。

イ 本公募に係る費用については、全て参加希望者及び公募参加者の負担とします。やむを得ない理由により本公募が中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

ウ 参加申込書の提出後に本公募への参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、提案辞退届（様式9）を提出してください。

エ 次の事項のいずれかに該当する公募参加者は失格とします。

- ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
- ③ 募集要項に示した提出期限、提出方法、提出先、記載上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 正当な理由なくプレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑥ 上限額を超える提案を行った場合

オ 提案は、1 公募参加者につき1 のみとし、複数提案した場合は、その全てを無効とします。

カ 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

キ 公募参加者は、本公募の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

ク 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

ケ 参加希望者及び公募応募者は、市が提供した資料及びデータを本プロポーザルの目的以外に使用することはできません。

1 5 施行期間

本要項は、公告日から施行し、本業務の事業契約締結をもって、その効力を失うものとします。

1 6 事務局

本公募における事務局は以下のとおりです。

下関市都市整備部公園緑地課 担当：田中、千手

〒750-8521 山口県下関市南部町1-1（市役所本庁舎東棟3階）

TEL：083-231-1944 FAX：083-231-1919

電子メール：tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

別紙1 技術提案における視覚的表現の許容範囲

1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

3 許容される表現と許容されない表現の具体例

(1) 平面イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
<p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	<p>窓際には打合せや作業が出来る多目的スペースを設置</p> <p>吹抜けに面した打合せコーナー</p> <p>EPS, DSIは共用部に配置し機能更新を容易にする</p> <p>73m</p> <p>35m</p> <p>フレキシブルなレイアウトが可能</p> <p>通路は十分な幅と回遊性を確保</p> <p>コーナーに柱がない構造で、眺望を確保</p> <p>1階 エントランス・児童書作業室・搬出入</p> <p>学習室等の座席予約が可能なタッチパネルを設置</p> <p>単独運営できる配置</p> <p>メインエントランス</p> <p>カフェ</p> <p>多目的室</p> <p>資料整理作業室・配送作業室</p> <p>倉庫</p> <p>図書</p> <p>搬入</p> <p>サブエントランス</p> <p>最終出入口</p> <p>時間外も利用可能なICロッカー</p> <p>駐車場からのスムーズなアクセス</p> <p>増築スペースの確保</p>
<p>建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>

(3) 配置イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
<p data-bbox="159 1545 766 1612">(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	
<p>敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。</p>	<p>建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。 屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。</p>

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>

別紙2 評価基準

1 評価基準

価格点算定式、評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは以下のとおりとし、(1) から (4) までの合計評価点 100 点満点で評価する。

(1) 価格点について (10 点満点)

価格点の算出に当たっての算定式は、以下の式のとおりである。

なお、価格点は小数点第 1 位を四捨五入して求めるものとする。

$$\text{価格点} = 10 \text{ 点} \times \text{全入札中最も低い入札価格} / \text{当該応募者による入札価格}$$

(2) 実績及び体制に係る評価項目、評価基準、評価点 (20 点満点)

評価項目		評価基準	配点
組織評価 5 点	履行実績 要件	平成 21 年 1 月 1 日以降において、「6 参加資格」の「(1) 参加者の要件ケ」の各実績において、類似性と施設規模が以下のいずれに該当するか。 A：同種業務の各実績について類似性が高いと判断され、施設規模が本業務より大規模である場合 5 点 B：同種業務の各実績について類似性が高いと判断され、施設規模が本業務と同等である場合 4 点 C：同種業務の各実績について類似性が高いと判断されるが、施設規模が本業務より小規模である場合 3 点 D：同種業務の各実績について類似性は低いと判断されるが、施設規模が本業務より大規模である場合 2 点 E：同種業務の各実績について類似性は低いと判断されるが、施設規模が本業務と同等である場合 1 点 F：同種業務の各実績について類似性が低いと判断され、施設規模が本業務より小規模である場合 0 点	
担当者評価 15 点	管理技術 者の実績	平成 21 年 1 月 1 日以降において、「6 参加資格」の「(2) 配置技術者の要件」のうち、管理技術者について、以下の実施設計の実績があるか。 A：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の各実績について類似性が高いと判断され、施設規模が本業務より大規模である場合 5 点 B：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の各実績について類似性が高いと判断され、施設規模が本業務と同等である場合 4 点 C：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の各実績について類似性が高いと判断されるが、施設規模が本業務より小規模である場合 3 点 D：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の各実績については類似性が低いと判断されるが、施設規模が本業務より大規模である場合 2 点 E：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の実績については類似性が低いと判断されるが、施設規模が本業務と同等である場合 1 点 F：同種業務の各実績について類似性が低いと判断され、施設	

		規模が本業務より小規模である場合 0点	
	主任技術者（建築総合）の実績	<p>平成21年1月1日以降において、「6 参加資格」の「(2) 配置技術者の要件」のうち、主任技術者（建築総合）について、以下の実施設計の実績があるか。</p> <p>A：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の実績について類似性が高いと判断され、施設規模が本業務より大規模である場合 5点</p> <p>B：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の実績について類似性が高いと判断され、施設規模が本業務と同等である場合 4点</p> <p>C：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の実績について類似性が高いと判断されるが、施設規模が本業務より小規模である場合 3点</p> <p>D：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の実績については類似性が低いと判断されるが、施設規模が本業務より大規模である場合 2点</p> <p>E：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の実績については類似性が低いと判断されるが、施設規模が本業務と同等である場合 1点</p> <p>F：「(1) 参加者の要件ケ」における同種業務の各実績について類似性が低いと判断され、施設規模が本業務より小規模である場合 0点</p>	
	デザイン監修担当技術者の実績	<p>平成21年1月1日以降において、「6 参加資格」の「(2) 配置技術者の要件」のうち、デザイン監修担当技術者について、以下の実績があるか。</p> <p>A：「(2) 配置技術者の要件キ」における実績について、市が求めるコンセプトへの合致性が高いと判断され、施設規模が本業務で計画する屋内展望施設より同等以上である場合 5点</p> <p>B：「(2) 配置技術者の要件キ」における実績について、市が求めるコンセプトへの合致性が高いと判断されるが、施設規模が本業務で計画する屋内展望施設より同等未満である場合 4点</p> <p>C：「(2) 配置技術者の要件キ」における実績について、市が求めるコンセプトへの合致性が中程度と判断され、施設規模が本業務で計画する屋内展望施設より同等以上である場合 3点</p> <p>D：「(2) 配置技術者の要件キ」における実績について、市が求めるコンセプトへの合致性が中程度と判断され、施設規模が本業務で計画する屋内展望施設より同等未満である場合 2点</p> <p>E：「(2) 配置技術者の要件キ」における実績について、市が求めるコンセプトへの合致性が低いと判断されるが、施設規模が本業務で計画する屋内展望施設より同等以上である場合 1点</p> <p>F：「(2) 配置技術者の要件キ」における実績について、市が求めるコンセプトへの合致性が低いと判断され、施設規模が本業務で計画する屋内展望施設より同等未満である場合 0点</p>	

※上表の「履行実績要件」「管理技術者の実績」「主任技術者（建築総合）の実績」において、施設規模とは屋内展望施設及び上駅の延べ面積と下駅の延べ面積との合計をいう。

(3) 提案内容に係る評価項目、評価基準、評価点 (55 点満点)

評価項目	評価基準	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
実施体制 5 点	担当者の配置や構成が的確であり、迅速かつ柔軟に対応できる					
業務の実施方針及び手法 30 点	目的を理解した取組方針の的確性					
	現況や課題の理解度					
	業務への積極的な取組意欲					
	実施手順の的確性・実現性					
	工程の妥当性					
	関連業務を含めた諸条件への対応					
評価テーマ 20 点						
	テーマ① 火の山の特性や関連計画を踏まえたデザイン	的確性				
		実現性				
	テーマ② 各施設の機能を円滑に利用できる施設配置及び計画について	的確性				
	テーマ③ 維持管理の容易さやライフサイクルコストの縮減への配慮について	的確性				

(4) ヒアリングに係る評価項目、評価基準、評価点 (15 点満点)

評価項目	評価基準	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
ヒアリング 15 点	専門技術力	説明が提案書の内容を補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められるか。				
	対応力	質問に対する応答が明快か。				
	熱意	積極的に取り組む意欲があったか。				